エコセメント Eco

エコセメント事業は順調に進んでいます

NO.3

灰をリサイクルしてつくる「エコセメント 事業 |に取り組んでいます。

二ツ塚処分場内に建設し、本年7 月より本格稼動したエコセメント化施 設で、これまで埋め立てていた焼却

循環組合では、可燃ごみの焼却 灰を適切に処理、エコセメントとして、 順調に出荷しています。

> 皆さんにエコセメントについて理解 を深めていただくため、右記の予定 でPR活動を行います。ぜひ、足をお 運びください。

予定日	10月21・22日	市町名	稲城市
時間	10時~16時30分		小田分次リリ
事業名(場所)	第名(場所) <mark>いなぎ市民まつり(稲城中央公園)</mark>		
予定日	11月4・5日	市町夕	日の出町
時間	10時~16時	בדושנוו	ПОШШ
事業名(場所)	日の出町産業まつり(町民グランド)		
予定日	12月3日	市町夕	国分寺市
時間	10時~14時	בינשנוו	비가 건비
事業名(場所)	国分寺環境まつり(清掃センター前庭)		

日の出だより

町の物産が大集合する2日間 第18回「産業まつり」を 開催します

日の出町では、毎年秋に「産業まつり」 を開催しています。これは、地元商店を はじめ、町内で生産された自慢の農産 物や特産品を直売するイベントです。会 場には約100店舗のさまざまな店が立ち 並び、町の産業とのふれあいを満喫す ることができます。

例年盛り上がりを見せる― 般参加者によるステージショー はもちろん、子どもたちが楽し める企画を用意しています。 ご家族・お友だちなどお誘 い合わせのうえ、ぜひご来場 ください。

◎開催日 11月4日(土)~ 11月5日(日) 10時~16時 ○場 所 日の出町民グランド

日の出町ホームページ

日の出町役場 経済課 商工観光係 **TEL.042-597-0511**(内線241·242) http://www.town.hinode.tokvo.ip/

//www.tama-junkankumiai.com

ジョーでは見事なパフォーマンスが繰り

日の出町産業まつり

循環組合の動き

8月22日(火) 第30回谷戸沢処分場環境影響評価委員会

ニツ塚処分場敷地内大気中ダイオキシン類調査実施 ~24日(木)

8月29日(火) 第22自治会二ツ塚処分場対策委員会

8月30日(水) 第3自治会谷戸沢処分場監視委員会

9月 5日(火) 谷戸沢・二ツ塚処分場水質等調査結果公表(平成18年度第1四半期分)

【谷戸沢処分場環境影響評価委員会】

地元住民および学識経験者の皆さんによる組織。谷戸沢処分場における調査方法の助言 や調査結果の報告・検討などを行っています。

【谷戸沢処分場監視委員会・二ツ塚処分場対策委員会】

ホームページをご覧ください

ぜひアクセスしてみてください。

地元自治会の皆さんによる組織。処分場の埋立作業や環境調査等に立ち会っていただく ほか、調査結果や安全対策等について、継続的に意見交換を実施。

循環組合では、処分場の敷地内や周辺の土壌、水質など環境調査の結果をホームページで公表しています。

見学会レポート

エコセメント化施設完成後初めての |夏休み見学会||を行いました

毎年好評をいただいている「夏休み 処分場見学会」を8月21日(月)に実施し ました(8月9日は天候不順のため中止)。 親子を含む、約80名の方々が参加し ました。

多摩地域の清掃工場でごみ焼却の 様子を見学後、午後に二ツ塚処分場 に到着。室内で説明を受けた後、エ コセメント化施設の管理棟屋上へと移 動し、稼動中のエコセメント化施設を 見学しました。バスに乗り不燃ごみ埋 立区域などを外周した後、すでに埋立 を終了した谷戸沢処分場へ。日の出 町のボランティアである環境指導員の 案内で、谷戸沢記念館や自然観察路 を見学しました。夏休みの自由研究の ためにと、熱心に説明を聞いたり写真 を撮る子どもも見受けられました。







クイズで学ぶ

「処分場・エコセメント化施設 見学会 |

自分たちが出したごみがどのように処理されているのか、クイズ形式で学んで みませんか? エコセメント化施設も見学できます。

平成18年11月20日(月)

8:00 京王線若葉台駅集合→ごみ収集作業見学→クリーンセンター多摩川→昼食 (ひので肝要の里)→二ツ塚・谷戸沢処分場→17:00 京王線若葉台駅解散 ※行程は天候や交通事情等の理由で変更となる場合がございます。ご了承ください。

<参加資格

多摩地域在住・在勤・在学者 1グループ4名以内でお申し込みください。

1人500円(昼食代) ※当日お支払いください。

<募集人員> 80名

<締め切り> 10月31日(火)到着分

<お申込み方法>

往復はがきに「見学会参加希望」と明記の上、参加者全員の①氏名、②年齢(学年)、 ③住所、④電話番号を記入し、お送りください。

※ご応募者多数の場合は、抽選により決定いたします。結果につきましては、返信はがきにて ご連絡いたします。

<お申込み・お問合せ先>

〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館内

東京たま広域資源循環組合「見学会|係

発行・問い合わせ先

TEL: 042-385-5947 FAX: 042-384-8449

「たまエコニュース」の内容やごみ処理に関するお考えなど、みな さまのご意見を、お手紙、FAX、電子メールでお聞かせください。 〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館内 東京たま広域資源循環組合「たまエコニュース」係 [メールアドレス] sjkumiai@tama-junkankumiai.com



多摩400万人のごみ情報紙

谷戸沢・二ツ塚処分場の建設差止等請求訴訟で

最終処分場の安全性、必要性が認定されました

循環組合(旧・処分組合)では、平成7年2月から「最終処分場の建設、ごみの搬入」に反対するグループと裁判で争ってきました。 平成18年9月13日、その判決が東京地方裁判所八王子支部にて言い渡され、循環組合が全面勝訴しました。

多摩地域のごみ処理をする 最終処分場に関する裁判です

谷戸沢処分場、二ツ塚処分場は、 多摩地域25市1町400万人の住民 が安心して生活するために必要不 可欠な最終処分場です。循環組合 (旧:処分組合)では、昭和59年か ら現在に至るまで、安全や環境保 全に最善の配慮をし、埋立事業を 運営しています。

それに対し、「処分場による環境 汚染」を主張する166人が原告とな り、処分場のごみの搬入禁止や建 設差止等を請求する訴訟を、平成 7年2月、東京地方裁判所八王子 支部に提起したのです。

提起から11年を超える 長期的な審理となりました

この裁判は、判決までに11年7カ月 を要する長期的な審理となりました。

◆裁判所による土壌鑑定

当初、原告側、循環組合側双方 からそれぞれの主張を裏付ける環 境調査データが証拠として提出され ましたが、双方の数値に差があった ため、議論が進展しませんでした。

そこで、平成12年6月、同裁判所 の判断によって、双方立ち会いのも と処分場周辺地域の土壌鑑定が 実施されました。

◆原告が請求内容を変更

鑑定結果は、いずれも循環組合 の主張を証明する数値でしたが、そ の後、原告はそれまでの請求内容 の変更を同裁判所に申し立て、新 たな主張や証拠を提出しました。そ のため、土壌鑑定で処分場による 周辺環境への影響がないことが確 認されたにもかかわらず、さらに5年 にわたる審理の継続を余儀なくされ たのです。



年4回発行: 平成18年10月発行

埋立を終了した谷戸沢処分場。多様な自然が回復しています。

処分場のごみの埋立事業による 周辺環境への影響はありません

平成15年6月から平成17年9月ま で証人尋問が行われたのち、本年 3月をもって裁判はようやく結審を迎 えました。

そして9月13日、同裁判所は、循 環組合による処分場の事業運営が

周辺環境へ汚染をもたらしていない ことと、高い公共性と必要性を認定 し、原告の請求を退ける判決を言 い渡しました。

詳しくは中面でレポートしています。 ぜひ、ご覧ください。

「判決は極めて妥当なものであると考えています」

と考えております。

●石川良一管理者(稲城市長)のコメント

当組合で管理・運営している日の出町の谷 戸沢廃棄物広域処分場及び二ツ塚廃棄物広 域処分場の開場に当たりましては、反対運動 等がある中で、日の出町や地元住民の皆さま のご理解、ご協力のもと、信頼関係を築きな がら困難な状況を乗り越えてきました。

当組合は、11年もの長きにわたり両処分 場の安全性を主張し続けてきましたが、今回

の判決により当組合の主張が認められたこと は誠に喜ばしいことであります。

また、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場は、と もに多摩地域400万人都民が安心して生活 する上で必要不可欠な施設であり、今回の判 決は当組合としても極めて妥当なものである

なお、今回の判決は、当組合だけではなく、

一般廃棄物最終処分場を管理している全国の 地方自治体にとっても、処分場を管理、運営し ていく上で、有意義な判決であると考えます。

両処分場は、全国的に見ても最先端の技術 を駆使した管理型の最終処分場ですが、今後 とも安全な運営、管理につきましては、日の 出町や地元住民の皆さまのご理解とご協力 を得ながら、万全を期してまいります。



石川良一管理者(稲城市長)

多摩地域25市1町の市民生活を支える

処分場をめぐる判決が出ました

鑑定結果は環境基準をクリア

平成12年6月、同裁判所による土

壌鑑定が12の地点で実施されまし

た。そして、すべての地点で環境基

準を下回る鑑定結果が得られ、「処

分場が周辺の環境に特段の影響を

与えていない」ことが確認されました。

すると、原告はそれまでの主張か

ら、「汚染に対する危機感や不安に

よる住民の人格権の侵害」という主

張へと争点の軸を変更し、請求内

容も提訴当初と異なるものに差し替

えたのです。(右表の「請求内容」を

その後、証人尋問が行われ、平

が定めた環境基 DDDpg-TEQ/

成18年3月に裁判は結審しました。

11年半にわたって争われた「一般廃棄物処分場建設差止等請求訴訟」。その判決に至るまでの経緯と、裁判所に認定された最終処分場の埋立事業の安全性、必要性について説明します。

平成7年2月

最終処分場のごみ搬入の禁止や 建設差止等の訴訟が提起されました

多摩地域(現在:25市1町対象) から出されるごみは、各市町の清掃 工場で、可燃ごみは焼却灰に、不燃 ごみは細かく破砕された状態に処 理され、23年間にわたって日の出町 にある谷戸沢・二ツ塚両処分場で 埋立処分されています。

多摩地域の生活を支える最終処分場

循環組合(旧:処分組合)では、多 摩地域のごみの最終処分を行うた め、日の出町に谷戸沢処分場を建 設、昭和59年からごみの埋立事業を 開始しました。その後、人口の増加 等による起因から、予定の平成9年 よりも早く満杯になる見込みとなった ため、谷戸沢処分場に代わる新たな

処分場が必要となりました。そこで平 成5年、同じく日の出町に二ツ塚処分 場の建設を計画、平成7年9月から工 事に着工し、徹底した安全管理のも と、平成10年から埋立が始まりました。

安全性について提訴された処分場

このように、多摩地域住民の生活 に必要不可欠なものとして作られた ごみの最終処分場に対し、平成7年 2月に提訴されたのが、今回の訴訟 です。原告は「処分場による環境汚 染」を主張し、谷戸沢処分場へのご み搬入禁止や二ツ塚処分場の建設 差止をはじめとする請求を東京地方 裁判所八王子支部に申し立てたの です。

平成7年5月~平成18年3月



裁判所による土壌鑑定で 周辺環境の保全が確認されました

参昭)

かみ合わない両者の環境データ

審理に際し、原告は独自に調査 した谷戸沢処分場周辺の環境デー タを証拠として提出しました。一方、 循環組合でも定期的に環境調査を 実施しているため、保有するデータ を証拠として提出しました。

ところが、両者のデータには内容 に大きな隔たりがあるため、議論が なかなか進展しませんでした。

そこで、同裁判所の判断として、 第三者の民間専門機関による谷戸 沢処分場周辺の土壌鑑定を実施 し、ダイオキシン類、重金属につい ての調査を行うことにしたのです。

二ツ塚処分場

ダイオキシン類 鑑定調査結果 (平成12年6月に実施)

25 谷戸沢処分場 18



最終処分場の必要性と安全性が、 認められました

公共性、必要性の高い最終処分場

平成18年9月13日、同裁判所にて、 原告のいずれの請求も退ける判決 が言い渡され、循環組合が全面勝 訴しました。

同裁判所は、まず、谷戸沢・二ツ 塚両処分場の必要性について、「最 終処分場を確保しなければ、多摩 地域住民の生活や事業活動に大き な支障が生ずる」とし、「各処分場に は高度な公共性、必要性がある」と 述べました。



安全性にすぐれた埋立事業

「処分場による環境汚染 | について は、土壌鑑定の結果などから、「環 境基準等を超過する状況をもたらし ているとは認められない」と、処分場 による周辺環境への影響がないこ とを認定しました。

さらに、「汚染に対する危機感や 不安」という原告の主張に対しても、 「将来においても、環境基準等を超 過するダイオキシン類、重金属の汚 染がある状況をもたらす蓋然性があ るとは認められない」とし、その人格 権を侵害するものではないと結論づ けました。

このように、11年半を超える裁判 の結果、谷戸沢・二ツ塚両処分場 の埋立事業が将来にわたって周辺 環境に影響を及ぼさないことが証明 され、循環組合の主張が全面的に 認定されたのです。



安全な埋立事業の継続と環境保護 さらなる資源化を推進します

埋立を終了した処分場の維持管理

多摩地域の住民、市町によるごみ の資源化、減量化の取り組みが進 み、谷戸沢処分場は予定を上回る 平成10年4月まで埋立が行われまし た。同年1月からは二ツ塚処分場へ のごみの搬入が開始され、現在も、 安全の確保や環境の保護に万全の 配慮をして埋立事業を行っています。

埋立が終了した谷戸沢処分場に ついても、循環組合では引き続き適 切な維持管理を行っており、順調に 自然回復がすすんでいます。



さらなるごみの資源化、減量化を

一方で、循環組合では可燃ごみ の焼却灰を原料としてエコセメントを 作る「エコセメント事業」に取り組ん でおり、本年7月から本格的に施設 の稼動を開始しました。焼却灰を資 源としてリサイクルし、埋め立てるご みを減らすことで、二ツ塚処分場を 有効に活用することができます。

しかし、それでも処分場の埋立容 量には限界があり、新たな用地の確 保も極めて困難な状況にあります。 限りある二ツ塚処分場を有効に活

> 用していくた め、さらなるご みの資源化、 減量化にご協 力ください。

格稼動したエコセメン

「今後も安全について 万全な事業運営を 願っています」

日の出町長 青木 國太郎

谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場の受け 入れに際して、日の出町は「三多摩は一つ なり」の人道的ヒューマニティーの心をもって、 多摩地域400万人の生活ごみを受け入れ てきました。

今回の両処分場の必要性と安全性を認 める判決は、処分場を受け入れている地元

自治会並びに日の出町としても極めて妥当なものであると考えています。 環境先進都市をめざす日の出町としては、今後とも、処分場の管理、 運営が環境保全や安全対策について万全を期して行われることを願 っております。

一般廃棄物処分場建設差止等請求訴訟 の内容と経緯

■ **提訴日**: 平成7年2月20日

■ 原告 (債権者):住民など166名 ■ 被告 (債務者):循環組合

- 経緯

平成 7年2月 住民など166名が、しゃ水シートの補修、二ツ塚処分場の建設 差止などを求め、東京地方裁判所八王子支部に訴訟を提起

平成 7年5月 第1回口頭弁論(平成9年4月までに11回の口頭弁論)

裁判官が現地を視察(この間、双方が証拠書類等を提出。今 平成 9年8月 後の裁判の進行に関する協議が続けられる)

平成12年6月 十壌鑑定の実施

平成13年5月 原告側が「請求の趣旨の変更」を裁判所に請求(今後の裁判 の進行に向けた協議が続けられる)

<請求内容

当 初 1. 谷戸沢処分場周辺への汚染拡大阻止及び汚染 土壌・地下水の除去

- 2 谷戸沢処分場しゃ水シートの破損補修、及びそ の間の搬入禁止
- 3. 第2処分場の建設差止
- 1. 谷戸沢処分場及び第2処分場の搬入物撤去 2. 谷戸沢処分場及び第2処分場に係る汚染土壌の 除去
- 3. 第2処分場の建設差止 4. 第2処分場への搬入禁止

平成14年2月 弁論準備手続きを開始。証人尋問の準備として、裁判所が原 告・被告双方の主張を整理

平成15年3月 原告・被告双方の弁論準備(争点整理・主張の整理)が終了

平成15年6月~平成16年11月

原告側証人10名の主尋問・反対尋問が行われる

平成17年2月~同年9月

被告側証人3名の主尋問、反対尋問が行われる

原告及び被告双方から最終準備書面が提出され、同月15日 平成18年3月

平成18年9月 判決。循環組合の主張が認められ東京地方裁判所八王子支

裁判所による土壌鑑定

裁判所の鑑定においても処分場の安全性が明らかになりました

この図は平成12年6月に裁判所が行った、ダイオキシン類の鑑定調査結果を示したもの です。すべての地点で、国が定めた環境基準(1000pg-TEQ/g)はもとより、さらに厳密 な調査を行う必要があるとされる指標(250pg-TEQ/g)をも大きく下回る結果でした。 このように、各種のダイオキシン類の調査結果からみても、処分場が周辺環境に影響を及 ぼしていないということがわかります。

■調査項目 土壌中のダイオキシン類及び重金属(砒素、鉛、亜鉛、カドミウム、総水銀)濃度 ■資料採取日 平成12年6月7日

■鑑定結果 12地点すべてにおいて、ダイオキシン類では、環境基準はもとより、調査指標

この数値は重金属による土壌汚染を考えるうえで有力な指標となる

を超える濃度はみられないし、重金属では天然ふ存量*を超える濃度はみられ ない、とされました。

*天然ふ存量とは、自然状態における土壌中に存在する元素の組成と平均濃度と濃度範囲を数値化したもの。

■調査地点 谷戸沢処分場の中心点付近から一定間隔の距離を置いた東西南北等の12地点

処分場を見学し、ごみ減量への努力が必要だと思いました。

今回の裁判は、多摩25市1町に暮らす皆さんの生活に大きくかかわるものです。多摩地域にお住まいの方が、ごみの最終 処分場をどのようにとらえていらっしゃるのか、処分場見学会に参加された方から、コメントをいただきました。

今夏、循環組合が主催する「夏休み施設見学会」に参加しました。 多摩地域の清掃工場で処理されたごみの焼却灰が埋立てられて いる、日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に行ってきました。

多摩地域25市1町から出されるごみの量は年間130万トンにも 達し、このままでは処分場があと8年で満杯になってしまいます。 そこで、処分場の使用期間を延長するため、焼却灰をセメントにリ

サイクルする画期的な「エコセメント事業」が、今、二ツ塚処分場で始 まっていました。すでに役目を終え自然回復を図っている谷戸沢処分 場、これからもごみの最終処分場として運営される二ツ塚処分場とエ コセメント化施設を見学し、処分場の必要性をあらためて実感すると 同時に、私たち一人ひとりのごみ減量への努力が必要だと思いました。 (瑞穂町 石川朝子さん)

